

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則

北海道公安委員会規則第9号

平成4年6月5日

改正 平成5年7月27日公安委員会規則第5号、9年9月30日第80号、14年12月27日第8号、
20年8月1日第7号、21年12月18日第19号、24年10月26日第11号、令和6年1月5日第
1号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則をここに公布する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する北海道公安委員会の事務の北海道
警察本部長への委任等に関する規則（平成4年北海道公安委員会規則第4号）の全部を改正する。

（責任者講習の頻度等）

第1条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する責任者（以下この条において「責任者」という。）に対する同条第2項の講習（以下「責任者講習」という。）は、定期講習、選任時講習及び臨時講習の別に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。第5条及び第6条において「施行規則」という。）第18条第2項に規定する頻度で責任者が受講できるように、おおむね毎年均等に実施するものとする。

2 選任時講習を受けた責任者に対しては、当該年度に限り、定期講習を行わないものとする。

（講習時間）

第2条 責任者講習の講習時間は、次の各号に掲げる講習の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 定期講習 3時間
- (2) 選任時講習 3時間
- (3) 臨時講習 2時間

（講習実施基準）

第3条 責任者講習の種別ごとの実施基準は、北海道警察本部長が定めるものとする。

（責任者講習の場所）

第4条 責任者講習の場所は、受講者の利便を勘案し、かつ、受講者数に応じ、警察署単位、ブロック（方面ごとに複数の警察署の管轄区域を統合した区域をいう。）単位又は方面単位に設定するものとする。

（講習計画）

第5条 施行規則第18条第6項の講習計画は、毎年度、責任者講習の種別ごとに、受講者の見込数、講習能力等を勘案して、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 講習事項の実施細目に関する事項
- (2) 講習時間に関する事項
- (3) 学級編成に関する事項
- (4) 使用する教材その他責任者講習の方法に関する事項
- (5) 講習体制及び部外講師の選定に関する事項
- (6) 講習実施の時期及び回数に関する事項
- (7) 責任者講習を行う場所に関する事項
- (8) その他責任者講習の実施に関し必要な事項

（責任者講習の通知の方法等）

第6条 施行規則第19条第1項の規定による責任者講習通知書の送付は、出欠連絡用はがきを同封し、通常の手配による郵便により行うものとする。

2 施行規則第19条第2項の規定による責任者講習受講申込書の提出は、前項の出欠連絡用はがきにより行うことができる。

(責任者講習の委託)

第7条 責任者講習の実施は、法第32条の3第1項の規定により北海道公安委員会が指定した北海道暴力追放運動推進センターに対して委託するものとする。

(警察本部長への事務の委任)

第8条 法又は法に基づく命令の規定により北海道公安委員会の権限に属する事務のうち、法第35条第1項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）に関する事務、法第12条の4第2項の規定による指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。以下同じ。）に関する事務、法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第4項及び第5項に規定する事務並びに法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務は、北海道警察本部長が行うものとする。

(警察署長への事務の委任)

第9条 法又は法に基づく命令の規定により 北海道公安委員会の権限に属する事務のうち、法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条、第30条の3、第30条の7第1項又は第30条の10第1項の規定による命令は、警察署長が行うものとする。

(方面公安委員会の事務の委任)

第10条 方面公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成3年政令第335号）第5条の規定により北海道公安委員会から委任された事務のうち、仮の命令に関する事務、法第12条の4第2項の規定による指示に関する事務、法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第4項及び第5項に規定する事務並びに法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務にあっては方面本部長に、前条に規定する命令にあっては警察署長に行わせるものとする。

2 方面公安委員会は、前項の規定により方面本部長又は警察署長に事務を委任したときは、その旨及び委任した事務の範囲を公示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年北海道公安委員会規則第5号）

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成9年北海道公安委員会規則第80号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成14年北海道公安委員会規則第8号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成20年北海道公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年北海道公安委員会規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年北海道公安委員会規則第11号）

この規則は、平成24年10月30日から施行する。

附 則（令和6年北海道公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。